



(様式4)

今帰仁村公告第 61 号

今帰仁農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案を今帰仁村公告第14号のとおり一般の縦覧に供する。

今帰仁村公告第24号で縦覧した今帰仁農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の回答について、異議申出期間内の令和8年3月26日までに、今帰仁村に提出された異議申出に対する決定を公告する。

令和 8 年 3 月 31 日

今帰仁村長 久田浩也



1 異議申出の受付期間

自 令和 8 年 3 月 12 日

至 令和 8 年 3 月 26 日

2 異議申出に対する決定 縦覧場所

①今帰仁村役場 2階 経済課課内 (今帰仁村字仲宗根219番地)

②今帰仁村ホームページ